

三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン

環境生活部
廃棄物対策局

目的
東日本大震災により発生した災害廃棄物を県内で処理する場合における、技術的な事項等を定めることにより、災害廃棄物の処理における安全性を確保し、災害廃棄物の処理を支援することで被災自治体の復興に資すること

目安値

- ・災害廃棄物の受入時 100ベクレル/kg以下 (国：240~480ベクレル/kg以下)
- ・焼却灰の埋立処分時 2,000ベクレル/kg以下 (国：8,000ベクレル/kg以下)
- ・再生利用製品 100ベクレル/kg以下 (国と同じ)

対象者
県内に搬入される災害廃棄物の処理を行う人

処理対象
宮城県及び岩手県の災害廃棄物 ※福島県は処理対象外
木くず又は木くずを含む混合廃棄物 (可燃廃棄物)

